

埼玉県A Iを活用した機器等開発・実証補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、県内企業におけるA Iの活用を促進し、県内産業の振興を図るため、A Iを活用した機器及びシステム（以下、「機器等」という。）の開発・実証を行う研究開発プロジェクトに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において県内企業とは、埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所を有する者、又は埼玉県内に技術開発若しくは生産の拠点のある者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、大学又は公的研究機関（以下、「大学等」という。）を主体とした共同開発体（以下、「共同開発体」という。）とする。

2 共同開発体には、本事業の実施に必要な技術を持つ県内企業を含めなければならない。
3 共同開発体には、本事業の実証試験を行う企業、大学等を含めなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) A Iを活用した機器等の開発や実証試験等を計画する研究開発で、共同開発体により実施されるものであること。ただし、開発した機器等にA I機能を搭載しているものに限る。
- (2) 県内中小企業への波及効果が見込まれる研究開発であること。
- (3) 補助事業期間内に新製品の開発、実証試験等を行うことができ、補助事業終了後、速やかに製品化・事業化できる研究開発であること。
- (4) 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第4条の補助対象事業を行う上で必要な経費のうち、共同開発体の主体となる大学等が支出する別表の経費とする。

(補助の割合)

第6条 前条の経費に対する補助率は10/10以内とし、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。なお、交付申請に当たっては、共同開発体構成員のうち、主体となる大学等が代表申請者となる。

2 申請者以外の共同開発体を構成する企業、大学等については交付申請時に、様式第1号の「3 共同開発体を構成する企業、大学等（申請者以外）」に記載する。
3 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
4 補助事業者は、交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定通知）

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 交付決定は申請主体である大学等に対して行う。

3 知事は、交付の決定に当たっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、前条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金の支払は、申請主体である大学等に対して行い、概算払によるものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第3号の補助金概算払請求書により補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、補助金概算払請求書及び添付書類の内容を審査し、適當と認めるときは補助金を交付するものとする。

（計画の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、様式第4号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し適當と認められるときは、様式第5号の計画変更承認書により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第7号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の9月末日現在の遂行状況について、10月15日までに様式第8号の報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業を中止・廃止したときはその承認を受けた日。）から30日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第15条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号により行う。

（補助金の返還）

第16条 知事は、規則第14条の規定により補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には様式第11号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分制限の緩和期間）

第18条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業完了（当該財産の取得）後5年とする。

（処分制限財産の指定）

第19条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、当該財産の取得価格が50万円以上のものとする。

2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（事業化等の報告）

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という）、毎会計年度終了後15日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、様式第13号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等について、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願又は取得した産業財産権等を、報告期間中様式第13号の報告書に記載しなけれ

ばならない。

(収益納付)

第21条 知事は、様式第13号による報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業等の公開)

第23条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（補助事業者名、補助事業テーマ名、補助金額等）を公開することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。